

## 那覇市生活保護法による民間住宅家賃等代理納付実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第14条第1項第1号に規定する住宅扶助に基づく家賃若しくは地代及び生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）第23条の2に規定する共益費（以下、「家賃等」という。）を、法第37条の2に基づき、被保護者に代わり当該被保護者が居住する住宅の提供にかかる債権を有する者（以下、「家主等」という。）に福祉事務所長が直接納付すること（以下「代理納付」という。）により、生活保護制度の適正な実施、被保護者の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

### (代理納付の対象者)

第2条 代理納付の対象者は、次に定める者とする。

- (1) 現に家賃等を滞納している者又はそのおそれがあると福祉事務所長が判断した者
- (2) 被保護者の事理を弁識する能力又は金銭管理能力等を総合的に勘案し、福祉事務所長が代理納付を行うことが適当であると判断した者
- (3) その他福祉事務所長が必要と認めた者

### (代理納付の額)

第3条 代理納付の額は、家賃及び地代は住宅扶助として認定された額、共益費は生活扶助の範囲内で共益費として認定された額とし、滞納分、管理費及び光熱水費等を含まないものとする。

### (依頼)

第4条 代理納付を希望する家主等は、「生活保護法による民間住宅家賃等代理納付依頼書」（様式1）により、福祉事務所長に代理納付の依頼を行うものとする。

### (代理納付の開始)

第5条 福祉事務所長は、代理納付を開始するときは、被保護者及び家主等に対し「生活保護法による民間住宅家賃等代理納付開始通知書」（様式2・様式3）を交付するものとする。

(方法)

第6条 代理納付の方法は家主等が指定する口座への振込みによるものとする。なお、家主等は、家賃等の口座への振込確認後速やかに、被保護者に対し、家賃等を受領したことを証する書類を交付するものとする。

(振込先の変更)

第7条 家主等は、前条の口座の変更を希望するときは、「生活保護法による民間住宅家賃等代理納付口座変更依頼書」(様式4)により、福祉事務所長に依頼するものとする。

(中止等)

第8条 家主等は、代理納付の中止を希望するときは、「生活保護法による民間住宅家賃等代理納付中止依頼書」(様式5)を福祉事務所長に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、次のいずれかに該当したときは、代理納付を中止するものとする。

- (1) 家主等が前項に規定する依頼をしたとき。
- (2) 当該被保護者の生活保護が停止又は廃止されたとき。
- (3) その他福祉事務所長が代理納付を中止することが適当であると認めたとき。

3 福祉事務所長は、収入の増等により、保護費の支給額が第3条に規定する額に満たないときは、その月のみ代理納付を中断するものとする。

(返還の義務)

第9条 家主等は、既に代理納付された家賃等について、保護の決定に伴い返還すべき金額が生じた場合は、当該返還すべき金額を速やかに福祉事務所長に返還しなければならない。

(変更の届出の義務)

第10条 家主等は、第7条に該当する場合のほか、代理納付に関する依頼書記載の事項に変更があった場合は、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

生活保護法による民間住宅家賃等代理納付依頼書

那覇市福祉事務所長 様

平成 年 月 日

(家主等)

住所

氏名

印

電話番号

生活保護法による民間住宅家賃等代理納付実施要綱及び下記の同意事項に同意し、家賃等の代理納付を依頼します。

代理納付を依頼する家賃等の種別 ( 家賃又は地代 ・ 共益費 )

※ 依頼する家賃等の種別を○で囲ったうえで、依頼する箇所のみご記入ください。

賃借人住所			氏名								
家賃 (地代)	金額	月額									円 (共益費等を含まない額)
	振込口座	金融機関名			銀行 組合 ( )						本店 支店 出張所
		口座種別	普通	口座番号 (左づめ)							
		口座名義人									
		フリガナ									
共益費 (家賃)と 同口座の 場合は金額 のみご記入 ください。)	金額	月額									円 (光熱水費等を含まない額)
	振込口座	金融機関名			銀行 組合 ( )						本店 支店 出張所
		口座種別	普通	口座番号 (左づめ)							
		口座名義人									
		フリガナ									

添付書類

※賃貸借契約書の写し

※家主(地主)と口座名義人との間の家賃等の受け取りに関する委任契約書等の写し(上記振込口座の名義が、家主(地主)以外の場合)

代理納付実施にあたっての同意事項

- 代理納付の対象となるのは、家賃(地代)及び共益費です。光熱水費や過去の滞納分は含みません。
- 代理納付できる家賃(地代)は保護の基準額内とし、基準額を上回る分は、家主等において徴収すること。
- 収入の増等により、保護費の支給額が認定された家賃等の額に満たない場合、代理納付を一時中断します。  
その場合は、全額家主等において徴収すること。
- 上記口座への振込確認後速やかに、入居者に対し、家賃等を受領したことを証する書類を交付すること。
- 福祉事務所長が保護の変更、停止又は廃止等の決定を行い、既に代理納付した家賃等について返還の必要が生じた場合、速やかに返還すること。



生活保護法による民間住宅家賃等代理納付口座変更依頼書

那覇市福祉事務所長 様

平成 年 月 日

(家主等)

住所

氏名

印

電話番号

代理納付の振込口座について、次のとおり変更を依頼します。

変更する家賃等の種別 ( 家賃又は地代 ・ 共益費 )

変更前

振込口座	金融機関名									本店 支店 出張所
	口座種別	普通	口座番号 (左づめ)							
	口座名義人									
	フリガナ									

変更後

振込口座	金融機関名									本店 支店 出張所
	口座種別	普通	口座番号 (左づめ)							
	口座名義人									
	フリガナ									

※ 変更する家賃等の種別を○で囲ったうえで、変更する箇所のみご記入ください。

※ 家賃の授受に関する委任契約そのものに変更等があった場合、再度、生活保護法による民間住宅家賃等代理納付依頼書の提出を依頼することがございます。



生活保護法による民間住宅家賃等代理納付中止依頼書

那覇市福祉事務所長 様

平成 年 月 日

(家主等)

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり、代理納付の中止を依頼します。

代理納付を中止したい者

氏名	住所	区分
		家賃(地代)
		共益費
		家賃(地代)
		共益費
		家賃(地代)
		共益費
		家賃(地代)
		共益費
		家賃(地代)
		共益費

※中止したい区分を○で囲ってください。

